

# 高齢者虐待防止指針

MOST 株式会社  
ケアプラン杜の風

当事業所における虐待防止のための指針を、次の通り定める。

## 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。

当事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現する。

## 2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 事業所内に、虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、年1回の定期的開催（以下「定期委員会」）と、虐待被疑事件が発生した場合の適宜開催（以下「適時委員会」）の二種類とする。なお委員会は定期・適時ともに同一の主体が行い、構成員等是不変である。

(3) 委員会の構成員は2名とし、委員長と副委員長を各一名、互選により選出する。

委員長は虐待防止の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任する。

副委員長は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員長の代役を務める。

委員会の議事録を作成する書記を一名、委員会ごとに選出する。

(4) 委員会内に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。窓口担当者は一名を委員会において互選で定め、持ち回りとし、委員以外の者とする 것도できる。

(5) 定期委員会は、主に組織体制や研修など運営に関する事柄を扱い、適時委員会は通常業務において発生する事件に随時対応するものとする。

(6) 定期委員会は、主に次の事項について検討する。ただしホ、ヘ、トについては、一定期間内に生じた各事件につき、適時委員会において適宜検討した事項を総括的に評価・検討するものとする。

イ 委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(7) 適時委員会は、養護者（利用者の家族等）による虐待や職員による虐待が疑われる場合、若しくは職員その他関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合に速やかに開催することとし、主に次の事項について検討する。

イ 問題とされる事実の確認

ロ 問題とされる事実の評価（虐待認定）

ハ 虐待認定した場合の市町村への通報

ニ 虐待認定しない場合の組織的対応の検討

ホ 職員が虐待をした場合の同人に対する処遇（懲戒処分等）に関する人事部との連携

ヘ 職員が虐待をした場合の被虐待者への謝罪や法的責任の履行に関する検討

ト 職員が虐待をした場合の関係者への謝罪や対外的な事実公表に関する検討

チ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

リ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（８）委員会で協議し決定した事項は、事業所従業員全員に周知徹底する。

（９）委員会の議事録のうち個別事件に関する部分については、秘匿性の高い情報を扱うため原則として非公開とし、法令の定めにより開示すべき場合にのみ対応する。

### ３ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実効化するため、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。

研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

研修の実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

### ４ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

（１）何人も、高齢者虐待防止法に定める虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める。

（２）虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合、「虐待を受けたと思われる」場合は適時委員会を通す必要はなく、直ちに市町村または地域包括支援センターに通報すること。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告すること。

（３）虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきか分からない場合は、適時委員会に都度速やかに報告・相談すること。その後、委員会が不適切と思われる対応をしたと思われる場合は、「虐待を受けたと思われる」事案として各自の判断で市町村または地域包括支援センターに通報して構わない。

（４）虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。

（５）虐待の通報者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならない。

（６）虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

### ５ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

（１）相談窓口は原則として営業時間内に対応するが、緊急性の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先し柔軟に対応する。

（２）口頭での報告や相談を受け付ける窓口とは別に、SNSの体制も整備する。

（３）相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに委員会に報告し、原則として適時委員会を開催する。

（４）相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。

(5) 相談・報告の記録は都度窓口が作成し、万全なセキュリティ策を講じた上で保管する。

## 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止と権利擁護の観点からは、以下のような状況に応じて成年後見制度を活用することも必要である。虐待者が家族の場合は、後見申立を期待できないため、他の4親等内の親族を調査するか、行政に対し市区町村長による申立を積極的に求めることとする。

(1) 身体的虐待や不作為による虐待（ネグレクト）等が原因で、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所させたが、被虐待者が認知症等である場合

(2) 認知症の被虐待者が、親族等から経済的虐待を受けている場合

(3) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が詐欺や押し売り等の被害に遭い、又は被害に遭うであろうことが予想される場合

(4) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が自身の生活環境を維持できず、生命の維持が危ぶまれる状態となることが予想される場合（セルフネグレクト）

## 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情が来た場合は委員会に報告し、以後委員会において対応する。このとき、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。

(2) 虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為をされた場合は、速やかに警察に通報し毅然と対処する。

(3) 養護者が虐待者である場合は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

## 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示する。

## 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本指針に記載のない対応マニュアル等の詳細については、浜松市高齢者虐待対応手引きに基づいて対応する。

## 附則

本指針は、令和4年12月1日より施行する。

虐待防止検討委員会

|      |        |         |
|------|--------|---------|
| 委員長  | 寺田 秀美  | 相談窓口 兼務 |
| 副委員長 | 村松 佐知子 |         |
|      |        |         |

研修

①定期研修（年 1 回）

②新規採用時研修

## 資 料

### 高齢者虐待の分類

| 区 分                | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待              | <p>暴力的行為などで、身体的に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li> <li>・ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする / 等</li> </ul>                                                                                                                              |
| 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） | <p>意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行なっている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続き、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせたりしない / 等</li> </ul> |
| 心理的虐待              | <p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗を嘲笑し、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>・侮辱を込めて、子どものように扱う</li> <li>・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する / 等</li> </ul>                                                                                                      |
| 性的虐待               | <p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する / 等</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| 経済的虐待              | <p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する / 等</li> </ul>                                                                                                                                             |

## 高齢者虐待チェックリスト（発見編）

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のチェックをお勧めします。複数のものに当てはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。

### 【身体的虐待のサイン】

- ☐ 身体に小さなキズが頻繁に見られる。
- ☐ 大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれが見られる。
- ☐ 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
- ☐ 頭、顔、頭皮等にキズがある。
- ☐ 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- ☐ 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ☐ 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- ☐ キズやあざの説明のつじつまが合わない。
- ☐ 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- ☐ 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

### 【心理的虐待のサイン】

- ☐ かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
- ☐ 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- ☐ 身体を萎縮させる。
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- ☐ 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる。
- ☐ 自傷行為がみられる。
- ☐ 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

### 【性的虐待のサイン】

- ☐ 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- ☐ 肛門や性器からの出血やキズがみられる。
- ☐ 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- ☐ 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ☐ ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- ☐ 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- ☐ 睡眠障害がある。
- ☐ 通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

### 【経済的虐待のサイン】

- ☐ 年金や財産収入等があることは明白なのにも関わらず、お金がないと訴える。
- ☐ 自由に使えるお金がないと訴える。
- ☐ 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- ☐ お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- ☐ 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい。
- ☐ 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

- ☐ 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
- ☐ 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- ☐ 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い。
- ☐ 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- ☐ かなりの床ずれができている。
- ☐ 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- ☐ 適度な食事を準備されていない。
- ☐ 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- ☐ 栄養失調の状態にある。
- ☐ 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている。
- ☐ 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
- ☐ 配食サービス等の食事がとられていない。
- ☐ 薬や届けた物が放置されている。
- ☐ ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- ☐ 何を聞いても「いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度がみられる。
- ☐ 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭、虫が湧いている状態である。

- ☐ 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- ☐ 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- ☐ 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- ☐ 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- ☐ 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- ☐ 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
- ☐ 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

- 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
- 郵便受けや玄関先等が、1 週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる。
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
- 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

事業所名：

## 身体拘束の具体例（厚生労働省提示）

2006 年 8 月「身体拘束に対する考え方（厚生労働省）」によると、以下のような行為が身体拘束の具体例として示されています。

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること  
緊急やむを得ない場合とは、以下の 3 つの要件「切迫性」「非代替性」「一時性」をすべて満たすことが必要。

### 切迫性

緊急やむを得ない場合の条件の「切迫性」とは、利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

### 非代替性

緊急やむを得ない場合の条件の「非代替性」とは、身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

### 一時性

緊急やむを得ない場合の条件の「一時性」とは、身体拘束が一時的なものであること

## 緊急やむを得ない場合の判断と身体拘束実施時の留意点

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要あります。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられています。

## 身体拘束による 3 つの弊害

身体拘束は患者や高齢者の安全を確保するために必要とされてきた行為ですが、身体拘束によってもたらされる 3 つの弊害についても考えていかなければなりません。では、身体拘束をすることでもたらされる 3 つの弊害をそれぞれ解説していきます。

### ①身体的弊害

身体拘束によって、身体的な弊害がもたらされます。これは、身体拘束をすることで高齢者の関節が拘縮してしまう、拘束することで動けない状態となり筋力が低下してしまうなどの身体機能の低下や、拘束している部分が圧迫されて褥瘡が発生してしまう可能性があります。

身体機能の低下や褥瘡の発生などの外的な弊害のみならず、拘束されていることで食欲低下・心肺機能の低下・免疫力の低下などの内的な弊害がもたらされる可能性もあるでしょう。さらには、無理に動こうとしたことで転倒・転落、拘束具による窒息などの重大な事故の発生にもつながります。

### ②精神的弊害

身体拘束をすることで、患者本人や高齢者に不安や怒り、屈辱、諦め等の精神的苦痛、さらに人間としての尊厳をも侵してしまいます。また、身体拘束により痴呆が悪化してしまいせん妄などを併発させる可能性もあります。

身体拘束は本人に与える精神的苦痛だけでなく、その家族にも多大な精神的苦痛をもたらします。親や配偶者が拘束されている姿を見て、混乱や後悔、罪悪感を与えてしまうでしょう。

### ③社会的弊害

身体拘束による身体的弊害や精神的弊害は、介護保険施設などに対する不信感や偏見をもたらす恐れがあります。身体拘束によって本人の心身機能が著しく低下した場合、QOL の低下を招くだけでなくこれまで以上に医療的処置が必要となり、家族への経済的負担にも影響がもたらされるでしょう。

## 身体拘束の 3 つの原則とは

身体拘束をすることなくケアしていくためには、身体拘束をしなければならない原因の特定と取り除くケアが必要です。身体拘束における 3 つの原則を踏まえながら、身体拘束をしないように取り組みを進めていきましょう。

### ①原因の特定とその原因の除去

身体拘束が必要となる場面では、徘徊や興奮状態での迷惑行為、不安定な歩行、点滴抜去、自傷行為、体位保持が困難であることなどが挙げられます。しかし、それらすべての行動には本人の抱える理由や原因があり、その原因を特定し除去するケアができれば身体拘束は必要にならないでしょう。

### ②基本的なケアの徹底

施設全体として、高齢者一人ひとりの状態に合わせた基本的なケアが必要です。起床から食事、排泄、衛生、活動をその人に合ったものを取り入れることで、身体拘束が不要な状態にもなり得ます。

### ③よりよいケアの実現を目標とする

身体拘束を廃止すると、施設でのケアを全体的に向上させることにもつながります。身体拘束廃止を目標とするのではなく、「より良いケアを実現する」という目標を掲げて取り組んでいくことが大切です。